

大気汚染の規制事務に関する専門性の確保

大阪府
南河内地区
(みなみかわちちく)



人口：324,494人（H25.3末）

※ 3市2町1村人口の合計

特徴：大阪府南東部に位置する河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の3市2町1村。金属や木材加工の工場が多く立地。

金属や木材加工の工場が多く立地する南河内地区の3市2町1村では、多くの事業所において、大気汚染防止法等の規制対象である、ばい煙発生施設等を設置。

これらの施設に対しては、健康保護や生活環境の保全の観点から届出義務等が課せられているが、従来は大阪府が大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等に係る届出審査等を行っており、事業者にとって負担。一方、市町村で、これらの事務を行うには、化学分野における専門性の確保が課題であった。



地区内の規制対象施設（焼却炉）

負担の軽減と専門性の確保

南河内地区の3市2町1村（河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）では、従来は、大気汚染防止法の規制対象であるばい煙発生施設等に係る届出審査・立入検査等の事務を大阪府が実施していた。

しかし、事業者が届出等を行う際に大阪府庁まで車で約1時間半かかり、手続を行う事業者にとって負担であった。



一方で、規制に係る事務を市町村が実施するに当たっては、化学分野における専門的な知識を有する人材の確保が必要であった。

身近な窓口での手続が可能に

平成24年1月、事務処理特例条例により、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等に係る届出審査・立入検査の実施等の事務が、南河内地区の3市2町1村に移譲された。

手続の窓口が身近になったことに加えて、他の環境法令（大阪府生活環境の保全等に関する条例等）による規制事務と一体的に処理できるようになったことで、手続に係る事業者の負担が軽減した。

専門職員の共同設置

移譲に当たっては、地方自治法の規定により、3市2町1村で化学分野の専門職員2名を共同設置（幹事市の河内長野市に分担配置）し、これらの職員に届出審査・立入検査等の専門的な事務を一括して担わせることとした。これにより、市町村においても、専門性を確保しつつ、事務処理を効率的に行うことが可能になっている。



専門職員による立入検査の様子

地方分権改革との関連

事務処理特例条例により、大気汚染防止法上の施設等の届出審査・立入検査の実施等に係る事務が市町村に移譲された。これにより、ばい煙発生施設等を設置する事業者が身近な市町村の窓口で届出・報告等の手続を行うことができるようになった。

関係者からのメッセージ



大阪府から権限移譲されて2年ほど経ち、大阪府での研修や会議等に参加し知識を習得できるよう励んでおります。今後も事業者の方に適正に法令を遵守していただけるよう指導等していきたく思っております。（河内長野市環境政策課公害対策係長 西 一志氏）